

長野県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付要綱

令和 6 年（2024 年）9 月 26 日 6 介第 635 号 制定

令和 8 年（2026 年）7 月 22 日 8 介第 408 号 最終改正

（趣旨及び目的）

第 1 この要綱は、介護ロボットや I C T 機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的として、介護ロボットや I C T 等の導入を行う県内の介護サービス事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第 2 この補助金は、長野県介護テクノロジー定着支援事業補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施される次の事業を交付の対象とし、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付する。

- （1）介護テクノロジー等の導入支援事業
- （2）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業
- （3）導入支援と一体的に行う業務改善支援事業

（交付額の算定方法）

第 3 補助基準額、補助対象経費及び交付額の算定方法については次に記載する。

- （1）介護テクノロジー等の導入支援事業については、実施要領の 3（1）及び 4（1）のとおりとする。
- （2）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業については、実施要領の 3（2）及び 4（2）のとおりとする。
- （3）導入支援と一体的に行う業務改善支援事業については、実施要領の 3（3）及び 4（3）のとおりとする。

（交付の条件）

第 4 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- （1）補助事業の内容の変更をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- （3）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又

は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) この補助金に係る対象経費について、他の補助金等と重複して交付を受けてはならないこと。

(業務改善計画の提出等)

- 第 5 規則第 3 条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、実施要領の 5 (2) により業務改善計画を作成し、県に当該計画を提出するものとする。
- 2 補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から 3 年間、当該事業所等において前項で定める業務改善計画に対する効果を県に対し報告することとする。

(交付申請)

- 第 6 規則第 3 条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、長野県介護テクノロジー一定着支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。
- (1) 導入計画書(様式第 2 号)
 - (2) 業務改善計画書
 - (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (4) その他参考となる書類
- 2 前項の書類の提出期限は、別に定める。
- 3 補助事業者は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金

に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあってはこの限りでない。この場合において、補助事業者は、第 14 の規定による報告をするものとする。

（交付の決定）

第 7 知事は、第 6 の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

（事前着手）

第 8 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助事業者が、交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、長野県介護テクノロジー一定着支援事業補助金事前着手届（様式第 3 号）を知事へ提出するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第 9 第 4 第 1 項ただし書に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ次の各号に掲げるいずれかの変更をいう。

- （1）事業内容の著しい変更とならない場合
- （2）補助対象経費を 20 パーセントの範囲内で減額する場合
- （3）事業内容に変更がなく、やむを得ない事由により補助金額を 20 パーセントの範囲内で減額する場合

（変更等の申請）

第 10 第 4 第 1 項及び第 2 項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- （1）補助事業の内容の変更をしようとするとき
長野県介護テクノロジー一定着支援事業補助金変更承認申請書（様式第 4 号）
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
長野県介護テクノロジー一定着支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）

（変更等の承認）

第 11 知事は、第 10 の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、これを承認し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第 12 規則第 7 条第 1 項の規定による交付申請の取下げは、長野県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付申請取下書(様式第 6 号)を、当該補助金の交付決定を受けた日から 15 日以内に提出して行うものとする。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第 13 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は、長野県介護テクノロジー定着支援事業補助金実績報告書(様式第 7 号)によるものとする。

2 前項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(様式第 8 号)
- (2) 歳入歳出決算(見込)書の抄本
- (3) 契約書、請求書、領収書等支出証拠書類
- (4) その他参考となる書類

3 前 2 項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 1 日のいずれか早い日とする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第 14 第 6 第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第 6 第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第 9 号)により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない、又はない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により知事に報告するものとする。

(額の確定)

第 15 第 13 の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 16 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、長野県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付請求書（様式第 10 号）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 26 日から施行し、令和 6 年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 8 年 7 月 22 日から施行し、令和 8 年度の事業から適用する。